

第3号議案 借入金最高限度額の決定について

(案) 借入金の最高限度額は5億円とする。

第4号議案 令和元年度1組合員に対する貸付、又は債務保証最高限度額の決定について

(案) 令和元年度1組合員に対する貸付、又は債務保証最高限度額は1億円とする。

第5号議案 定款第10条の規定に基づく令和元年度加入金の額の決定について

(案) 加入金の額は出資1口当たり271,900円とする。

第6号議案 定款第18条の規定に基づく令和元年度経費の賦課及び徴収の時期等の決定について

- (案)
- 1 賦課金の額
賦課金の額は年額として、均等割5,000円、出資口数1口当り1,500円とする。
 - 2 賦課金の徴収の時期及び方法
年額を上期、下期の2期に分けて、上期は6月、下期は10月に徴収し、納期限は当該月の20日とする。

第7号議案 定款第35条の規定に基づく令和元年度役員報酬額決定について

(案) 当組合の理事に対する報酬は年額760万円以内、監事に対する報酬は年額40万円以内とし、その支給方法については理事会に一任する。

第8号議案 令和元年度予算執行中各科目間の流用及び予備費充用の承認について

(案) 予算執行中に過不足が生じた場合の、各科目間の流用及び予備費の充用については理事会に一任する。

第9号議案 その他